

令和5年 7月26日

開会 午後2時31分

閉会 午後2時55分

1 議事日程

- 第1 議席の指定
- 第2 会議録署名議員の指名
- 第3 会期の決定
- 第4 副議長の選挙
- 第5 報告第1号 専決処分の報告の件(和解及び損害賠償の額を定めること)
- 第6 第5号議案 北はりま消防組合職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する
条例制定の件
- 第7 第6号議案 北はりま消防組合火災予防条例の一部を改正する条例制定の件
- 第8 第7号議案 高規格救急自動車購入の件
- 第9 第8号議案 北はりま消防組合防火衣等購入の件
- 第10 同意第1号 北はりま消防組合監査委員(組合議会議員)の選任の件

2 会議に付した事件

議事日程どおり

3 出席議員（6名）

- 1番 東野敏弘君
- 2番 下江一将君
- 4番 藤本一昭君
- 5番 浅田康子君
- 7番 大畑一千代君
- 8番 足立吉継君

4 欠席議員（2名）

- 3番 小松志津雄君
- 6番 丸岡弘満君

5 説明のため出席した理事者（15名）

管理者

西脇市長 片山象三君

副管理者

加西市市長 高橋晴彦君

多可町長 吉田一四君

消防担当課長

西脇市防災安全課長 山上公平君

加西市総務部次長兼危機管理課長 鈴木豊寿君

加東市総務財政部参事兼防災課長 長谷田克彦君

多可町生活安全課長 今中大祐君

消防本部

消防長 東田幸策君

消防部長 小西康夫君

警防部長 小林克樹君

加西消防署長 飯尾昌弘君

加東消防署長 時本進一郎君

総務課長 足立吉則君

企画財政課長 岩城雅史君

予防課長 宇達康裕君

6 出席事務局職員（3名）

総務課長 足立吉則君

総務課課長補佐 長濱央治君

総務課主任 山口令君

○議長（浅田康子君） それでは、第48回北はりま消防組合議会臨時会の開催に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

議員各位には、御多用のところ御出席を賜り厚くお礼を申し上げます。

本臨時会に提出される諸議案につきましては、慎重に御審議の上、適切、妥当な結論が得られますようお願い申し上げます、開会の挨拶とさせていただきます。

次に、片山管理者から御挨拶を頂きます。

片山管理者。

○管理者（片山象三君） 第48回北はりま消防組合議会臨時会を開会するに当たり、一言御挨拶を申し上げます。

本日ここに本臨時会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、御多用にもかかわらず御出席を頂き、また、日頃から当組合の運営につきまして、格別の御理解と御支援を賜っておりますことに深く感謝申し上げます。ありがとうございます。

さて、今年の梅雨は平年より8日、昨年より16日早く、5月の梅雨入りは2013年以来と10年ぶりになるようですが、梅雨入り以降全国各地で大雨による多くの災害が発生しております。当組合管内では、幸いにも大きな被害はございませんでしたが、自然災害をはじめ各種災害に対しまして、地域住民の方々に安全と安心を提供できるように全力で取り組んでまいりたいと考えております。

今確認をしたのですけれども、西脇病院で4月と今の7月のコロナの関係の患者数は大体1.2倍ぐらいになっています。今確認したら、消防の方の搬送人員も大体4月と比較すると1.2倍ぐらいになっているので、大体数字が合ってくるのかなという形で、これからもコロナの関係が広がってくることも考えられますので、この動きについても注視をしていきたいというふうに思っております。

本日提案させていただく案件につきましては、御案内のとおり報告1件、条例改正2件、車両購入1件、物品購入を1件、人事案件1件でございます。御慎重に御審議を賜りますようお願いを申し上げます、開会の挨拶とさせていただきます。

よろしく願いいたします。

○議長（浅田康子君） 管理者の御挨拶が終わりました。

加東市の小松志津雄議員と、加西市の丸岡弘満議員につきましては、北はりま消防組合議会会議規則第2条第1項の規定に基づく欠席届が提出されておりますので、御報告を申し上げます。

ただいまの議員の出席数は6名です。定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。

午後2時31分 開会

開 会 宣 言

ただいまから、第48回北はりま消防組合議会臨時会を開会いたします。

これより、本日の会議を開きます。この際、議事の進行上2番、6番議席の仮議席を指定いたします。仮議席はただいま御着席の議席といたします。

日程に入るに先立ち、諸般の報告をします。

総務課長より、報告させます。

足立総務課長。

○総務課長（足立吉則君） 命によりまして、御報告いたします。地方自治法第121条の規定による説明のため、本臨時会に出席を求めた出席者は、お手元の地方自治法の規定による出席者名簿のとおりでございます。

次に、監査委員から例月出納検査結果が提出されましたので、お手元に配付しております。

以上で報告を終わります。

○議長（浅田康子君） 以上をもちまして、報告は終わります。

これより、日程に入ります。

日程第1 議席の指定

○議長（浅田康子君） 日程第1、議席の指定を行います。今回加西市議会におきまして、当組合議会議員が新たに選出されておりますので、会議規則第3条第1項の規定により、議長から指定いたします。

2番に、下江一将議員、6番に、丸岡弘満議員を指定いたします。

日程第2 会議録署名議員の指名

○議長（浅田康子君） 日程第2、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第63条の規定により、議長から指名いたします。8番、足立吉継議員、1番、東野敏弘議員の両名を指名いたします。

日程第3 会期の決定

次に日程第3、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本臨時会の会期は、本日1日にしたいと思いますが、これに御異議はございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（浅田康子君） 異議なしと認めます。したがって会期は、本日1日と決定いたしました。

日程第4 副議長の選挙

○議長（浅田康子君） 次に、日程第4、副議長の選挙を行います。

お諮りいたします。選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定による指名推選の方法により行いたいと思いますが、これに御異議はございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（浅田康子君） 異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選によることに決定いたしました。

さらにお諮りいたします。指名の方法については、議長が指名することにしたと思いますが、御異議はございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(浅田康子君) 異議なしと認めます。よって議長において指名することに決定いたしました。

副議長に藤本一昭議員を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま指名いたしました藤本一昭議員を副議長の当選人と定めることに御異議はございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(浅田康子君) 異議なしと認めます。よってただいま指名いたしました藤本一昭議員が副議長に当選されました。

ただいま副議長に当選されました藤本一昭議員が議場におられますので、本席から副議長の当選告知をいたします。

藤本一昭副議長、御挨拶をお願いいたします。

○副議長(藤本一昭君) 失礼いたします。ただいま皆様方から御推挙いただき、副議長に当選させていただきました藤本一昭でございます。議長の補佐役として議会運営に努めてまいりますので、皆様の御協力・御指導をお願い申し上げまして、御挨拶とさせていただきます。

どうぞよろしくお願い申し上げます。

○議長(浅田康子君) 副議長の御挨拶が終わりました。

日程第5 報告第1号

専決処分の報告の件(和解及び損害賠償の額を定めること)

○議長(浅田康子君) 次に、日程第5、報告第1号 専決処分の報告の件(和解及び損害賠償の額を定めること)を議題といたします。

趣旨説明を求めます。

東田消防長。

○消防長(東田幸策君) 報告第1号 専決処分の報告の件(和解及び損害賠償の額を定めること)につきまして、地方自治法第180条第1項の規定により、専決処分をいたしましたので、同条第2項の規定により報告いたします。

内容につきましては、令和5年2月21日、午前9時25分頃、警防査察の実施に際し、消防車両を施設の駐車場に駐車するため後退させたところ、車両後部がフェンスに接触し、その一部を破損させたもので、その修理費用13万2,000円を賠償することにより和解したものでございます。

以上、報告第1号 専決処分の報告の件(和解及び損害賠償の額を定めること)につい

ての説明とさせていただきます。

○議長（浅田康子君） 趣旨説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はございませんか。

ないようですので、これで報告第1号 専決処分の報告の件を終わります。

日程第6 第5号議案

北はりま消防組合職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例制定の件

○議長（浅田康子君） 次に、日程第6、第5号議案 北はりま消防組合職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例制定の件を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

東田消防長。

○消防長（東田幸策君） 第5号議案 北はりま消防組合職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例制定の件につきまして、御説明申し上げます。

要旨を御覧ください。改正理由につきましては、人事院規則の改正により新型コロナウイルス感染症に伴う特殊勤務手当の特例の規定が廃止されるとともに、今後、同感染症の変異株が新型インフルエンザ等に該当することとなり、再び同様の手当が必要となった際、防疫等作業手当の特例の規定が適用できるよう改められたことから、当該規則に準じ所要の改正を行おうとするものでございます。

次に、改正内容でございます。附則第2項に規定する感染症防疫作業手当の特例支給について、その対象を「新型コロナウイルス感染症の患者又はその疑いのある者の救急搬送業務に従事したとき」から「特定インフルエンザ等から住民の生命及び健康を保護するために行われた措置に係る業務であって規則で定めるものに従事したとき」に改めるとともに、支給金額については、改正後の人事院規則に合わせ1,500円を超えない範囲内、また、緊急に行われた措置に係る業務であって、心身に著しい負担を与えると管理者が認めるものに従事した場合は4,000円を超えない範囲内において、それぞれ業務に応じて規則で定めることとしております。

条例の施行期日につきましては、公布の日としております。

以上、第5号議案 北はりま消防組合職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例制定の件についての説明とさせていただきます。

御審議の上、議決賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（浅田康子君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はございませんか。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

反対討論はありませんか。

賛成討論はありませんか。

これで、討論を終わります。

これより、第5号議案 北はりま消防組合職員の特種勤務手当に関する条例の一部を改正する条例制定の件を採決いたします。

本案について、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長(浅田康子君) 御着席ください。

起立全員であります。よって本案は、原案のとおり可決されました。

日程第7 第6号議案

北はりま消防組合火災予防条例の一部を改正する条例制定の件

○議長(浅田康子君) 次に、日程第7、第6号議案 北はりま消防組合火災予防条例の一部を改正する条例制定の件を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

東田消防長。

○消防長(東田幸策君) 第6号議案 北はりま消防組合火災予防条例の一部を改正する条例制定の件につきまして、御説明申し上げます。

要旨を御覧ください。改正理由につきましては、消防法施行規則及び対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部を改正する省令が改正されたことなどに伴い、所要の改正を行おうとするものでございます。

次に、改正内容でございます。今回の改正では、急速充電設備に関する規定及び喫煙等に関する規定の見直しを主な内容としております。

まず、第11条の2第1項で規定しております急速充電設備については、充電対象を拡大した上で全出力の上限を撤廃するとともに、コネクタを用いて充電するものであることを明記いたしております。

また、分離型の急速充電設備については、変圧する機能を有する設備本体及び充電ポストにより構成されるものとし、充電ポストの筐体に使用する材料及び設置位置に係る規制を緩和しております。

次に、急速充電設備に係る緊急停止装置については、利用者が異常を認めたとときに速やかに操作することができる箇所に設けることとするほか、急速充電設備に内蔵する蓄電池のうち、主として保安のために設けるものについては、内蔵する蓄電池に講ずべき措置に関する規定の適用を除外し、また、分離型の急速充電設備の充電ポストについては、主として保安のために設けるものを除き、蓄電池を内蔵してはならないこととするなど、所要の改正をしております。

次に、第23条で規定する喫煙等に関する規定については、劇場、映画館又は百貨店な

どで消防長が指定する場所に設ける「禁煙」、「火気厳禁」又は「喫煙所」の標識と併せて設ける図記号による標識については、国際標準化機構が定めた規格又は日本産業規格に適合するものとしなければならないこととする規定を追加するほか、「喫煙所」の標識については、健康増進法に規定する喫煙専用室の標識が設置されている場合は、設置しなくてもよいこととしております。また、これにより別表第7を削除し、第16条においては文言の整理を行っております。

条例の施行期日につきましては、公布の日とし、第11条の2第1項の急速充電設備に係る改正規定については、令和5年10月1日からとしております。

以上、第6号議案 北はりま消防組合火災予防条例の一部を改正する条例制定の件についての説明とさせていただきます。

御審議の上、議決賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（浅田康子君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はございませんか。

これで質疑を終わります。

これより、討論を行います。

反対討論はありますか。

賛成討論はありませんか。

これで討論を終わります。

これより、第6号議案 北はりま消防組合火災予防条例の一部を改正する条例制定の件を採決いたします。

本案について、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○議長（浅田康子君） 御着席ください。

起立全員であります。よって本案は、原案のとおり可決されました。

日程第8 第7号議案

高規格救急自動車購入の件

○議長（浅田康子君） 次に、日程第8、第7号議案 高規格救急自動車購入の件を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

東田消防長。

○消防長（東田幸策君） 第7号議案 高規格救急自動車購入の件につきまして、御説明申し上げます。

現在、西脇消防署多可北出張所及び加西消防署加西北出張所に配備しております高規格救急自動車につきましては、いずれも車両本体及び積載資器材の老朽化が著しく、住民を安全かつ確実に搬送することに支障を来すおそれがあることから、車両更新基準に基づき

今年度2台を更新整備するものでございます。

なお、6月15日に制限付一般競争で入札を行いましたところ、2者が入札に参加し、兵庫トヨタ自動車株式会社特販営業所が5,500万円で落札されましたので、北はりま消防組合議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定に基づき提案するものでございます。

購入する車両の概要及び仕様につきましては、議案に添付しております参考資料を御参照賜りたいと存じます。

以上、第7号議案 高規格救急自動車購入の件についての説明とさせていただきます。

御審議の上、議決いただきますようお願いを申し上げます。

○議長（浅田康子君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はございませんか。

質疑を終わります。

これより討論を行います。

反対討論はありませんか。

賛成討論はありませんか。

これで討論を終わります。

これより、第7号議案 高規格救急自動車購入の件を採決いたします。

本案について、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○議長（浅田康子君） 御着席ください。

起立全員であります。よって本案は、原案のとおり可決されました。

日程第9 第8号議案

北はりま消防組合防火衣等購入の件

○議長（浅田康子君） 次に、日程第9、第8号議案 北はりま消防組合防火衣等購入の件を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

東田消防長。

○消防長（東田幸策君） 第8号議案 北はりま消防組合防火衣等購入の件につきまして、御説明申し上げます。

現在職員に貸与している防火衣等につきましては、その多くが貸与から10年以上が経過し、長年の使用による劣化が顕著なことから、現場活動に従事する職員の安全を確保するため、防火衣等一式151着を更新するものでございます。

なお、6月15日に制限付一般競争で入札を行いましたところ、3者が入札に参加し、株式会社三浦消防が2,811万3,160円で落札されましたので、北はりま消防組合議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定に基づき提

案するものでございます。

購入する防火衣等の概要及び仕様につきましては、議案に添付しております参考資料を御参照賜りたいと存じます。

以上、第8号議案 北はりま消防組合防火衣等購入の件についての説明とさせていただきます。

御審議の上、議決いただきますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（浅田康子君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はございませんか。

藤本議員。

○4番（藤本一昭君） 防火衣について、若干お聞きしたいと思います。10年以上貸与している方々について、今回更新するというごことばでございまして、151着ということは151人分ということなのですが、10年以内の方々については、今回は対象を外している、こういうことで確認だけお願いをしたいと思っております。

○議長（浅田康子君） 消防部長。

○消防部長（小西康夫君） 今回は151着の根拠ですけれども、まず10年以上が対象となっておりますけれども、更新してから5年未満の使用のものについては、10年以上であっても今回は対象外としております。当然今議員がおっしゃいました10年未満の方についても対象外としておりますので、その根拠は151着と、そのようになっておるのでございます。

○議長（浅田康子君） よろしいですか。

ほかにございませんか。

それでは質疑を終わります。

討論を行います。

反対討論はありませんか。

賛成討論はありませんか。

これで討論は終わります。

これより第8号議案 北はりま消防組合防火衣等購入の件を採決いたします。

本案について、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○議長（浅田康子君） 御着席ください。

起立全員であります。よって本案は、原案のとおり可決されました。

日程第10 同意第1号

北はりま消防組合監査委員（組合議会議員）の選任の件

○議長（浅田康子君） これより日程第10、同意第1号 北はりま消防組合監査委員（組合議会議員）の選任の件を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

片山管理者。

○管理者（片山象三君） 同意第1号 北はりま消防組合監査委員（組合議会議員）の選任につきまして、御説明申し上げます。

北はりま消防組合議会議員のうちから監査委員としてその任に当たっていただきました藤本一昭議員から、その職を辞したい旨の届出がございましたので、それを受理いたしました。つきましては、北はりま消防組合議会議員のうちから監査委員として新たに、加西市青野町113、丸岡弘満議員を適任者として選任いたしたく、地方自治法第196条第1項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

人事の案件でございますので、何とぞ満場の御賛同を賜りますようお願い申し上げます、提案理由の説明とさせていただきます。

どうぞ、よろしくお願い申し上げます。

○議長（浅田康子君） 提出者の説明が終わりました。人事案件ですので、質疑、討論を省略したいと思いますのですが、御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（浅田康子君） 異議なしと認め、質疑、討論を省略いたします。

これより、同意第1号 北はりま消防組合監査委員（組合議会議員）の選任の件を採決いたします。

本案について、同意することに賛成の議員は起立願います。

（起立全員）

○議長（浅田康子君） 御着席ください。

起立全員であります。よって本案は、同意することに決定いたしました。

以上で、今期臨時会に附議されました案件は議了いたしました。

これをもって、第48回北はりま消防組合議会臨時会を閉会したいと思いますのですが、御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（浅田康子君） 異議なしと認め、第48回北はりま消防組合議会臨時会を閉会いたします。

午後2時55分閉会

挨拶

○議長（浅田康子君） 閉会に当たりまして、一言お礼を申し上げたいと思います。

今期臨時会に附議されました案件につきまして、議員各位の慎重な御審議により、滞りなく議了できましたことを厚くお礼申し上げます。

管理者以下執行部におかれましては、一層の御精進と御尽力を賜りますことを願うものでございます。

議員各位におかれましても、健康に十分留意され、消防行政の積極的推進と地域住民の安全・安心に御尽力を賜らんことをお願いいたしまして、閉会の挨拶いたします。

次に、片山管理者から御挨拶がございます。

片山管理者。

○管理者（片山象三君） 第48回北はりま消防組合議会臨時会の閉会に当たりまして、一言お礼を申し上げます。

本日お諮りいたしました案件につきまして、慎重に御審議をいただき、いずれも原案どおりに御決定を賜りました。心からお礼を申し上げます。ありがとうございました。

開会の挨拶でも申し上げましたとおり、北はりま消防は今後も皆様の負託にお応えし、市民・地域の皆様に安全・安心を提供できるよう、消防体制の充実強化に努めてまいります。

最後になりますが、議員各位におかれましては、御健勝にて御活躍いただきますことを祈念申し上げますとともに、今後とも北はりま消防の運営に一層の御協力を賜りますようお願い申し上げます。閉会の挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（浅田康子君） 管理者の御挨拶が終わりました。

これをもって、散会いたします。

本日は御苦労さまでした。

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

北はりま消防組合議会議長 浅田 康子

会議録署名議員 足立 吉継

会議録署名議員 東野 敏弘